

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項及び省令第7条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

(別紙 3)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮 設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土 工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基 礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

※受注者の見積金額を記入する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

円(税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

※受注者の見積金額を記入する。